

データ流通・活用に関する検討状況について



平成31年4月22日
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

**1. 第75回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
第6回官民データ活用推進戦略会議 合同会議
(平成30年12月19日開催)
「デジタル時代の新たな I T 政策の方向性」について**

1. デジタル時代の新たな I T 政策の方向性について (全体像)

- 既存産業では考えられないスピードで進展するデジタル技術やデータ活用型サービスに対応するため、デジタル時代に求められるルールや標準の整備やシステムの刷新を進め、「新たな社会システム」への移行を図る。

デジタル時代に対応する「新たな社会システム」への移行 ～来年（平成31年度）春頃を目途に「新たな I T 政策大綱」として取りまとめ～

1 データの安全・安心・品質

デジタル時代の「新たな資源」であるデータを、国内・国際的にも安全・安心・自由に流通させるルールを整備。

(1)国際的なデータ流通の枠組みの構築

- ◆ 国際的に広く連携し、相互に信頼性が確保されたデータフリーゾーンの国際的な枠組みを構築。

(2)個人情報の安全性確保

- ◆ データの越境移転についてのルールの整備、国内における体制強化等による、個人情報の安全性確保。

(3)重要産業のオペレーションデータ等

- ◆ 国民生活・経済運営に不可欠なインフラなどの重要産業のオペレーションデータの管理の強化・高度化等。

(4)政府・公共調達

- ◆ ITシステム、5Gやクラウドなど重要システム・サービスの調達に係る安全性評価を確実に実施する仕組みの構築。

2 公共・民間部門のデジタル時代への対応の促進

政府・民間のデジタル時代への対応を促進するため、旧来システムの改革・刷新やルール・原則の策定、インフラの整備などを総合的に進める。

(1)行政のデジタル化の徹底

- ◆ 政府の情報システムの改革、引越し等に関する手続のワンストップ化など、行政部門のデジタル化の徹底。

(2)民間部門のデジタル化時代への対応の促進

- ◆ 重要産業を中心に、旧来のシステムの刷新、データ管理、セキュリティ対応等のシステムガバナンス、システム投資の促進等。

(3)プラットフォーム型ビジネスに対応したルール整備等の基盤強化

- ◆ プラットフォーム型ビジネスの台頭により変化する市場においても、活発な競争を可能とするルールの整備等。

(4)AI活用型 (AI-ready) 社会の構築

- ◆ AIを最大限活用するため、人材基盤の確立、技術開発等の推進、「人間中心のAI社会原則」の策定等。

(5)地方のイノベーションを支える5Gの整備と標準・アーキテクチャ整備機能の強化

- ◆ 地方のイノベーションを支える5Gの整備等やAIの社会実装の基盤になる標準・アーキテクチャ機能の整備。

第75回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部第6回官民データ活用推進戦略会議 合同会議
(平成30年12月19日開催) 総理発言

・・・A I、ビッグデータ時代の新たな資源であるデータをめぐっては、現在、熾烈（しれつ）な争奪戦が世界で繰り広げられています。しかし、データを活用したイノベーションを起こすためには、セキュリティやプライバシーについて、透明性が高く公正かつ互恵的なルールの下で、自由にデータが流通する環境を整備しなければなりません。

このため、世耕大臣を中心として、個人情報や重要産業データを適切に保護しつつ、我が国主導で、自由で開かれた国際データ流通圏を世界に広げていくための国際連携を進めてください。

また、その前提として、関係大臣において、個人情報保護法を始め必要な国内の法令整備と、体制強化に直ちに着手してください。

国内においては、官民のデジタル化が急務です。A I時代の人材育成や、時代遅れとなったシステムの刷新など、官民の緊密な連携の下、取組を強力に推進してください。

各大臣におかれてはこれらの政策に関し、平井大臣を中心に来年春を目途に、Society 5.0時代に向けた新たなI T政策大綱を取りまとめ、速やかに実行してください。

(参考)

安倍総理大臣による世界経済フォーラム年次総会演説 「『希望が生み出す経済』の新しい時代に向かって」
(2019年1月23日) (仮訳) ~抜粋

■ データ・ガバナンスの「大阪トラック」を

…最初に、私は本年のG20サミットを、世界的なデータ・ガバナンスが始まった機会として、長く記憶される場といたしたく思います。データ・ガバナンスに焦点を当てて議論するトラック、「大阪トラック」とでも名付けて、この話し合いを、WTOの屋根のもと始めようではありませんか。…

…一方では、われわれ自身の個人的データですとか、知的財産を体現したり、国家安全保障上の機密を含んでいたりするデータですとかは、慎重な保護のもとに置かれるべきです。しかしその一方、医療や産業、交通やその他最も有益な、非個人的で匿名のデータは、自由に行き来させ、国境をまたげるように、繰り返しましょう、国境など意識しないように、させなくてはなりません。

そこで、わたしたちが作り上げるべき体制は、DFFT（データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト）のためのものです。非個人的データについて言っているのは申し上げるまでもありません。

第四次産業革命、そして同革命がもたらす、わたしたちが「ソサエティ5.0」と呼んでいる社会がメリットを及ぼすのは、わたしたち個人です。巨大で、資本集約型の産業ではありません。ソサエティ5.0にあっては、もはや資本ではなく、データがあらゆるものを結んで、動かします。富の格差も、埋めていきます。…

2. データの安全・安心

(国際的なデータ流通の枠組の構築／個人情報の安全性確保／重要産業のオペレーションデータ／政府・公共調達)

- デジタル時代の「新たな資源」であるデータを、安全・安心に流通させる国際的な枠組みを構築する。
- 合わせて、個人情報の安全性確保、重要産業のデータの管理の高度化、重要システムの政府・公共調達の安全性等を評価する仕組みの構築等を進める。

1 各国のデータ管理に関するルール整備

EU「GDPR（一般データ保護規則）」

- ◆原則として個人データを域外に移転することを禁止。
- ◆十分な個人データ保護施策が講じられていると認められた国に対して移転が可能（充分性の認定）。

米国「FISMA(連邦情報セキュリティマネジメント法)」

- ◆FISMAを根拠にNISTがセキュリティフレームワーク等を策定。
- ◆NIST基準に基づき、厳格なクラウドサービス認証制度(FedRAMP)の導入や、防衛産業を中心としたサプライチェーン全体へのセキュリティ対策を要請。

中国「サイバーセキュリティ法」

- ◆「重要インフラ」の運営者に対し、個人情報の国内保存義務及び国外移転規制。(※今後の下位規則・ガイドライン等を注視する必要)
- ◆個人情報及び重要データの越境移転を行う場合には、「安全評価」を行うことを義務付け。

2 国際的なデータ流通枠組み構築に向けた現在の進捗

- ◆3月～ WTO電子商取引有志国会合(データフリーフロー原則などについて議論)
- ◆5月 OECD閣僚理事会(適切なプライバシー、データ保護の尊重等について共同声明。)
- ◆10月 日独共同声明(デジタル協力及びサイバーセキュリティ協力推進)
- ◆12月 G20サミット(プライバシー、データ保護の尊重等について共同声明)

3 政府・公共調達

IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ

(H30.12.10 関係省庁申合せ)

- ◆政府のIT調達に関する「サプライチェーンリスク対策」の実効性を確保するための具体的な方策を提示。

クラウドサービスの安全性評価の方法を検討中

(8月以降4回の会議を開催し、H30.12.17に中間整理)

4 今後の取組の方向性

- ① 広く国際的に連携し、相互に信頼性が確保されたデータフリーフローの国際的な枠組を立ち上げる。
- ② 個人情報保護法の運用と制度の見直しを検討(海外事業者に対する法執行強化、ペナルティーのあり方など)。
- ③ 重要産業(国民生活・経済運営に不可欠な基盤を提供する産業)におけるデータ管理の高度化。
- ④ ITシステム、5Gやクラウドサービス等の重要システム・サービスの政府・公共調達における安全性評価を確実に実施する仕組みの構築。

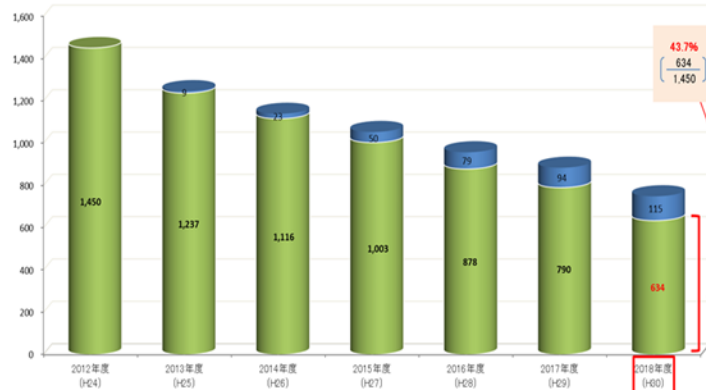
3. 行政のデジタル化の徹底

- 行政サービスの質の向上を図り、国民の事務に係るコストと負担を削減するためには、効率的かつ国民が使いやすい政府の情報システムを構築することが重要。
- そのため、各府省の情報システム関係予算について、一元的なプロジェクト管理を強化するなどの取組を進め、更なる政府の情報システム改革の加速化。

1 政府の情報システム改革の現状

① 情報システム数

平成30年度に**56%**削減見込み
(平成24年度比)



② 政府の情報システムの運用コスト

2021年度までに**約29%**の削減見込み
(削減額1,118億円)



2 これまでの政府の取組

- ◆ 政府CIO自ら**500回**を超えるヒアリング・レビューを実施。
- ◆ ハローワーク、公的年金、国税、登記・法人設立等の**大規模システム**について**3割**を超える運用コストの削減を見込む
- ◆ 農地情報公開システムの全国一元化など、**地方自治体も含めたシステム統合**の取組も推進

3 今後の取組の方向性

- ◆ 各省の情報システム関係予算について、予算要求から執行の各段階において、一元的なプロジェクト管理（調達手法の見直しを含む）を強化することにより、政府の情報システム改革を加速化する。
- ◆ 引越し等に関する事務のワンストップ化など、国民の事務負担を削減する取組を進めるとともに、高齢者や障害者に寄り添い、また地域の成長・再生・維持につながる「人に優しいデジタル化」を実現するための施策を促進する。

4. 民間部門のデジタル化時代への対応促進

- 重要インフラ事業者を中心に、旧来のシステムの刷新、データ管理、セキュリティ対応等、デジタル化時代における競争性・効率性の強化と安全確保を両立させたシステムガバナンス、システム投資を促進。

1 産業界におけるデジタル化に向けた課題

- ◆ 産業界において、複雑化・ブラックボックス化した旧来型のシステム（＝レガシーシステム）が残存。
- ◆ 人材不足やデジタル技術の変化等が進む中で、レガシーシステムを残しておく、①システム運用の非効率化（ITシステムの“負債化”）、②データ連携・利活用の困難、③システム障害等のリスクの高まり、につながり、デジタルトランスフォーメーションの足かせに。
- ◆ このため、既存システムの評価・診断等を通じたシステム刷新の実施が急務。

2 諸外国の状況

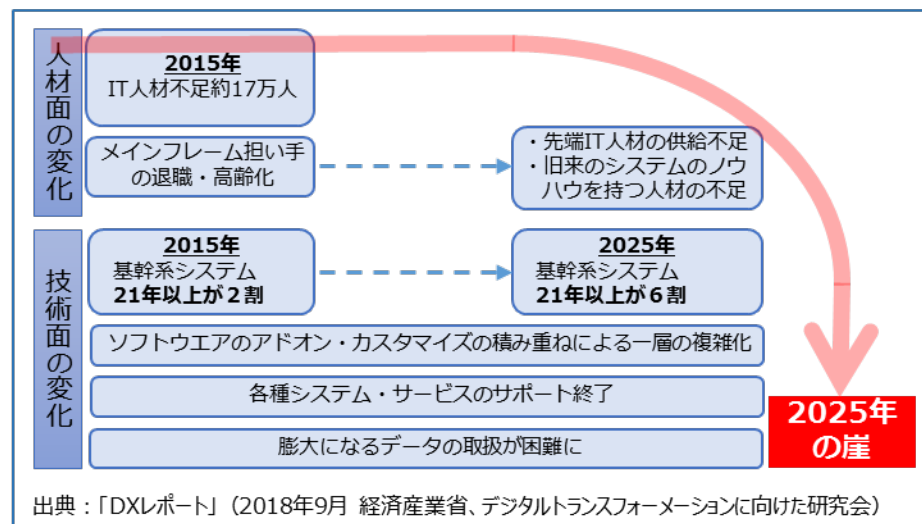
- ◆ 欧米等の諸外国においても、レガシーシステムや負債化したITシステムによりシステム開発者の生産性・労働意欲を低下させており、同様の課題に直面。

開発者の生産性を阻害している要因
レガシーシステム・技術的負債の保守：52%
開発者の労働意欲に悪影響を及ぼす要因
レガシーシステムに時間をとられすぎる：78%
技術的負債の返済：76%

出典：2018年9月Stripe社「開発者の生産性」(<https://stripe.com/reports/developer-coefficient-2018>)、調査対象：アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、シンガポールのシステム開発者1000人以上

3 今後の取組の方向性

- ◆ 諸外国でも同様に直面するレガシーシステムや技術的負債の課題について、世界に先駆けた対応策を講じる。
- ◆ デジタル化時代において、競争性・効率性の強化と安全確保を両立させたシステム運用を進めるため、産業界において、既存システムの評価・診断、大型投資を含むシステム刷新、システムガバナンスの構築を促す仕組みを構築。



5. プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備等の基盤強化

- デジタル・プラットフォーム型ビジネスの影響力が増し、社会的責任・公正性を巡る諸問題も顕在化。
- 『未来投資戦略2018』において、プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備を進める旨が決定。本年12月18日に決定した基本原則に基づき、具体的措置の実施を早急に進める。

1 デジタル・プラットフォーマーの影響力の増大

2008年 ※2月末時点			2018年 ※2月末時点		
	企業名	時価総額 (億円)		企業名	時価総額 (億円)
1	中国石油天然気 [バトロチャイナ]	568,995	1	アップル	964,608
2	エクソン・モービル	485,104	2	アルファベット	819,532
3	ゼネラル・エレクトリック(GE)	344,857	3	アマゾン・ドット・コム	781,464
4	中国移動 [チャイナ・モバイル]	322,028	4	マイクロソフト	770,601
5	中国工商銀行	301,779	5	騰訊 [フェンテ・ネットワークス]	559,899
6	マイクロソフト	263,806	6	フェイスブック	557,554
7	ブラジル石油公社	249,510	7	バークシャー・ハサウェイ	545,224
8	ロイヤル・ダッチ・シェル	234,899	8	アリババ・グループ・ホールディングス	508,820
9	AT&T	219,075	9	JPEIカン・フェス・アンド・カンパニー	423,068
10	B P	213,240	10	中国工商銀行	383,179
	⋮			⋮	
12	トヨタ自動車	207,575	23	トヨタ自動車	236,078

3 今後の取組・主な論点

- ◆ 平成30年12月18日、構造改革徹底推進会で公表した基本原則に基づき、平成31年以降、デジタル・プラットフォーマーの取引環境整備について、具体的な対応を検討。

< 基本原則の概要 >

- (1) デジタル・プラットフォーマーに関する法的評価の視点
- (2) プラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進
- (3) デジタル・プラットフォーマーに関する公正性確保のための透明性の実現
- (4) デジタル・プラットフォーマーに関する公正かつ自由な競争の実現
- (5) データの移転・開放ルールの検討
- (6) バランスのとれた柔軟で実効的なルールの構築
- (7) 国際的な法適用の在り方とハーモナイゼーション

2 諸外国の対応状況

EU 基本原則を策定し、プラットフォーマーへの規則案を作成

- ◆ 2016年オンライン・プラットフォーム政策文書 (原則)
- ◆ 2018年プラットフォーマーの公正性・透明性の促進法 (具体)
 - ※一般データ保護規則 (GDPR) によってプライバシーの保護、デジタル課税案によって (利益ではなく) 売上をベースとした課税を提案

米国 反トラスト法等の積極的な執行

- ◆ プラットフォーマーによるベンチャー企業の買収によって競争環境が損なわれないよう、反トラスト法等の積極的執行を検討。

中国「中華人民共和国電子商務法」の制定

- ◆ 2018年 中華人民共和国電子商務法が成立。「電子商務プラットフォーム経営者」等の義務や責任を定める。

6. 5Gインフラの整備やAI・データの活用推進と標準・アーキテクチャ整備機能の強化

- 自動走行、医療・介護、農業などの分野において、AIの利活用を視野に、日本が強みを有するリアルデータを最大限活用するため、データ連携基盤の構築や標準・アーキテクチャの整備機能を強化する。
- 合わせて、データ利活用を支えるインフラである5Gの全国展開に向けた取組を進める。

1 AI・リアルデータの活用

- ◆ AIを最大限活用するため、人材基盤の確立、技術開発等の推進、「人間中心のAI社会原則」の策定などを進める。

【データ連携基盤の構築】【技術開発の推進】



2 地方を支える5Gの整備

- ◆ デジタル技術を活用した地方におけるイノベーション等を支える5Gを全国展開。

【5Gのメリット】

超高速

2時間の映画を3秒でダウンロード

超低遅延

遠隔でもリアルタイムに建機やロボットを操作

多数同時接続

スマホ、パソコン、家電など、あらゆる機器がネット接続

居住地域だけでなく、都市部・地方を問わず事業可能性のあるエリアに整備



3 標準・アーキテクチャ整備機能の強化

- ◆ 標準やアーキテクチャ（構造）を整備する機能を強化し、AIなど新技術の社会実装を促進。
- ◆ 変化の速いデジタル時代においては、アーキテクチャや標準を設計する能力が国際競争力の鍵を握る。

【取組事例】データ品質に関する標準の検討

AIの信頼性（Trusted AI）を担保するデータ品質の在り方（標準）を検討。

※総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）において議論。



【参考】米国国立標準技術研究所（NIST）

約2,700人の科学者・工学者が、IT・サイバーセキュリティ分野等の標準やアーキテクチャー設計を行う。

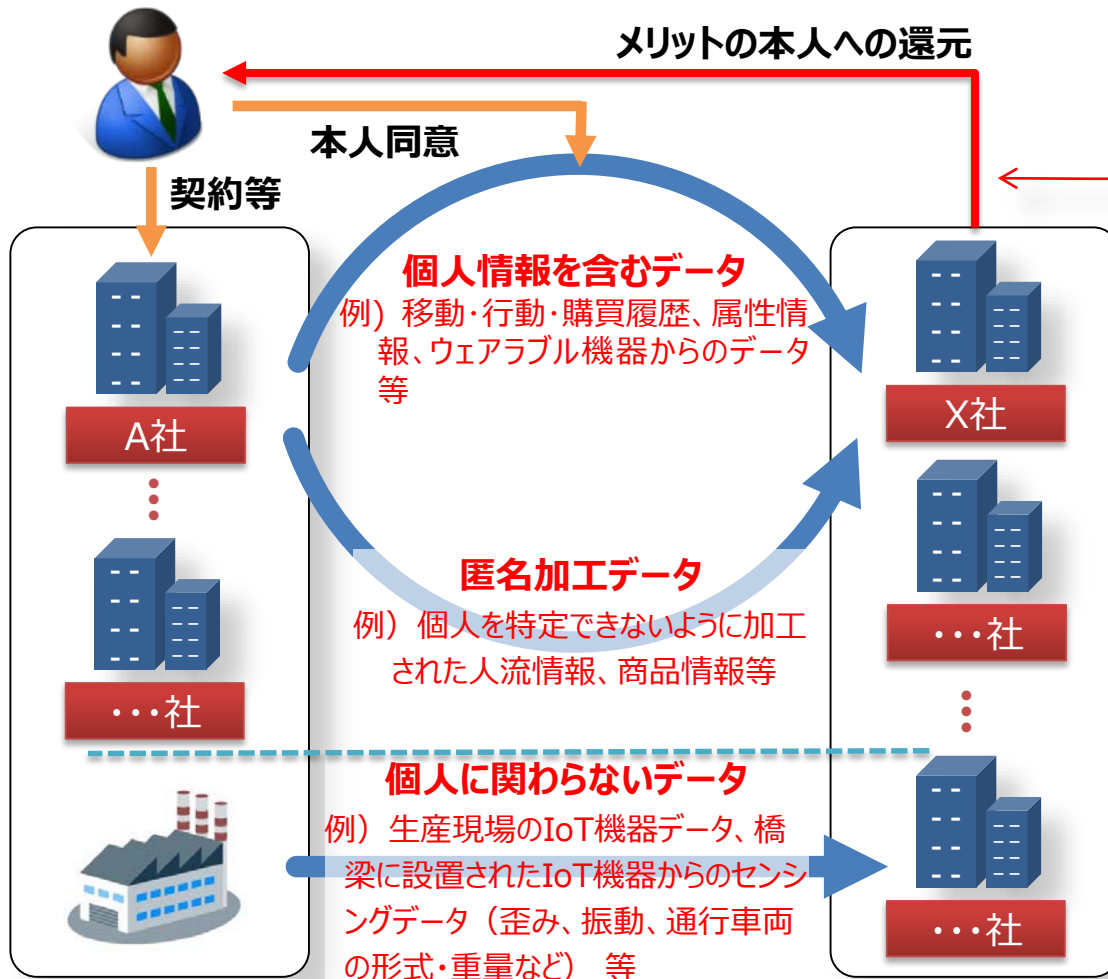
4 今後の取組の方向性

- ① 関係府省庁が連携し、分野別／分野間データ連携基盤の構築を加速化。
- ② 5Gの全国展開を世界に先駆けて実現するため、実証実験等の取組を進める。
- ③ デジタル時代に必要とされる標準・アーキテクチャの設計機能を強化し、国際競争力の強化を図る。

2. データ流通・活用に関する取組状況

「AI、IoT時代におけるデータ活用WG 中間とりまとめ」(2018.3)

- データは「個人情報を含むデータ（パーソナルデータ）」、「匿名加工されたデータ」、「個人に関わらないデータ（IoT機器からのセンシングデータ等）」の3つに分類することができるが、データ流通の便益を個人及び社会全体に還元するために、これら3つのデータの流通・活用を全体として活性化することが急務。



個人情報を含むデータの業種・業界を越えた流通により実現する便益（想定）

- 観光分野
 - 訪日外国人の増加等観光関連産業の活性化
 - 個人ニーズに応じたおもてなしサービス提供
- 金融・フィンテック分野
 - 金融市場の活性化
 - 資産の一元管理、最適な資産運用
- 医療・介護・ヘルスケア分野
 - 健康寿命の延伸、医療費の適正化
 - 健康意識の向上、行動変容による健康増進
- 人材分野
 - 個人の適切な能力評価、最適な人材活用
- 農業分野
 - 高度な生育管理、戦略的な農産物生産・出荷
 - ノウハウの継承、戦略的農業経営の展開
- 防災減災分野
 - 的確な被災者把握
 - 実態を踏まえた支援物資搬送やインフラ復旧計画策定
- 交通分野
 - 渋滞緩和による環境改善、最適なインフラ管理
 - 混雑状況や天候に応じた最適なナビゲーション

中間とりまとめ後の各省・民間団体等の取組状況

- 官民データ活用推進基本法（H28.12 公布・施行）や前頁の中間とりまとめ（H29.3）等を受け、総務省／経済産業省の「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」の公表やデータ流通推進協議会の設立、日本IT団体連盟による情報銀行認定申請の受付開始など、省庁や民間事業者・団体による取組が推進されている。

時期	関係省庁・民間団体	関連動向・取組状況
平成29年4月	経済産業省／総務省	「データ流通プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項」を公表
平成29年5月	個人情報保護委員会	「改正個人情報保護法」が全面施行
平成29年7月	総務省	情報通信審議会「IoT／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」第四次中間答申
平成29年11月	民間団体	データ流通推進協議会が設立
平成30年3月	経済産業省／総務省	「カメラ画像利活用ガイドブックver2.0」を公表
平成30年5月	内閣官房健康・医療戦略室	「次世代医療基盤法」が施行
	経済産業省	「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が公布
平成30年6月	経済産業省	「生産性向上特別措置法」が施行
	総務省／経済産業省	「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」を公表
	経済産業省	「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を公表
平成30年8月	経済産業省／総務省	「新たなデータ流通取引に関する検討事例集ver2.0」を公表
平成30年12月	民間団体	日本IT団体連盟が「情報銀行認定申請ガイドブックver1.0」を公表、情報銀行認定申請の受付を開始

データ流通・活用ワーキンググループについて

- 個人の関与の下でのパーソナルデータの流通・活用を含め、多種多様かつ大量のデータを安全・安心に流通・活用できる環境整備に必要な措置の検討に資するため、昨年7月より、内閣官房IT総合戦略室において「データ流通・活用ワーキンググループ」を開催。
- これまで計7回開催し、関係省庁や民間事業者等へのヒアリング及び有識者との議論を踏まえ、3月及び4月に論点整理を実施。5月を目途にとりまとめを行う予定。

<これまでの開催概要>

WG回次	テーマ	内容	説明者
第1回 (7/31)	政府における取組	①「情報銀行」の社会実装に向けた取組	総務省
		②データポータビリティに関する調査・検討状況	経済産業省
		③マイポータルを通じた特定健診データの提供等に関する検討状況	厚生労働省
第2回 (9/11)	政府における取組	④平成31年度予算概算要求における主な取組予定等	総務省、経済産業省
	情報銀行等の社会実装に向けた民間事業者等の取組	⑤情報銀行の取組事例（DPRIME）	三菱UFJ信託銀行
		⑥パーソナルデータ活用の事例（Vitality）	住友生命保険
第3回 (10/22)	行政機関等が保有するデータ活用に向けた取組	⑦金融業界、データ取引市場に関する取組	落合弁護士
		⑧国・民間が保有する個人情報の活用	個人情報保護委員会
		⑨自治体が保有する個人情報の活用	総務省
		⑩次世代医療基盤法に基づくデータの利活用	厚生労働省
第4回 (11/13)	分野別ヒアリング	⑪情報銀行認定に関する取組	日本IT団体連盟
		⑫医療・健診・ヘルスケアデータの流通・活用事例（Join、MySOS）	アルム社
第5回 (12/11)	人材	⑬ヘルスケア分野でのサービス事例（Finc等）	FinC Technologies社
		⑭芝麻信用など信用スコアサービスと情報銀行・プラットフォーム企業動向	庄司准教授
		⑮フリーランスをサポートするスコアリングプラットフォーム	フリーランス協会
第6～8回	論点整理	⑯産業データ共有促進事業に関する取組状況	NTTデータ社
		⑰農業分野におけるデータ活用事例	農業データ連携基盤協議会
第6～8回	論点整理	アンケート調査結果報告、各省実証事業のフォローアップ、とりまとめ内容の検討	-

データ流通・活用ワーキンググループにおける論点整理（案）

データ利活用をめぐるルール整備の進展

- ・ 情報信託機能の認定に係る指針ver1.0の策定（H30.6 総務省/経産省）
- ・ 情報銀行認定申請ガイドブックver1.0公表、認定申請受付開始（H30.12 IT連）
- ・ AI・データの利用に関する契約ガイドラインの公表（H30.6 経産省）
- ・ データ流通推進協議会の設立（H29.11）等

グローバルな環境変化

- ・ 我が国の改正個人情報保護法の施行（H30.5）
- ・ 欧州GDPR本格施行（H30.5）、日本に対する十分性認定の最終決定（H31.1）、eプライバシー規則の検討 等
- ・ 米国：州法におけるデータブローカー規制や個人情報保護規制の検討
- ・ 中国：一連のいわゆる「デジタル保護主義政策」の推進
- こうした中、IT総合戦略本部において、「新たなIT政策の方向性」を決定（H30.12）

データ利活用をめぐる懸念及び対応

- ・ プラットフォーマーによる個人データの流出等の事案
⇒フェイスブック社による大量の個人情報流出事案（H30.3、H30.9等）、同社が150社とユーザー情報を共有していることを問題視する報道（H30.12）、グーグル社のGoogle+の利用者の年齢・職業・氏名等が外部からアクセス可能であった事案（H30.12）、消費者向けサイトを運営する主要100社の5割が、情報提供先を明示せずCookie等の利用データを共有していた報道（H31.2）等
- 経済産業省、公正取引委員会、総務省によるプラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の検討（※）
- 総務省「プラットフォーム・サービスに関する研究会」（H30.10～）

<視点1> 円滑なデータ流通に向けた環境整備 検討項目

- 1-1 各府省庁の検討や民間の取組等を踏まえ、「情報銀行」等の定義について見直す必要があるのではないか。
- 1-2 円滑なデータ流通のために、各プレーヤーが実装する必要最低限の機能やデータ構造について、共通認識が必要ではないか。また、データの生成・保有・活用の過程で、信頼性を担保するためにどのような方策が考えられるか。
- 1-3 上記1-2のほか、企業の保有するデータを個人が受け取りやすくし、活用を促進するためにどのような方策が考えられるか。
- 1-4 行政機関等が保有するデータの活用促進のために、どのような方策が考えられるか。
- 1-5 上記の検討にあたり、国、産業界がどのような役割分担で進めるべきか。

<視点2> 個人が安心してデータを活用できる環境整備 検討項目

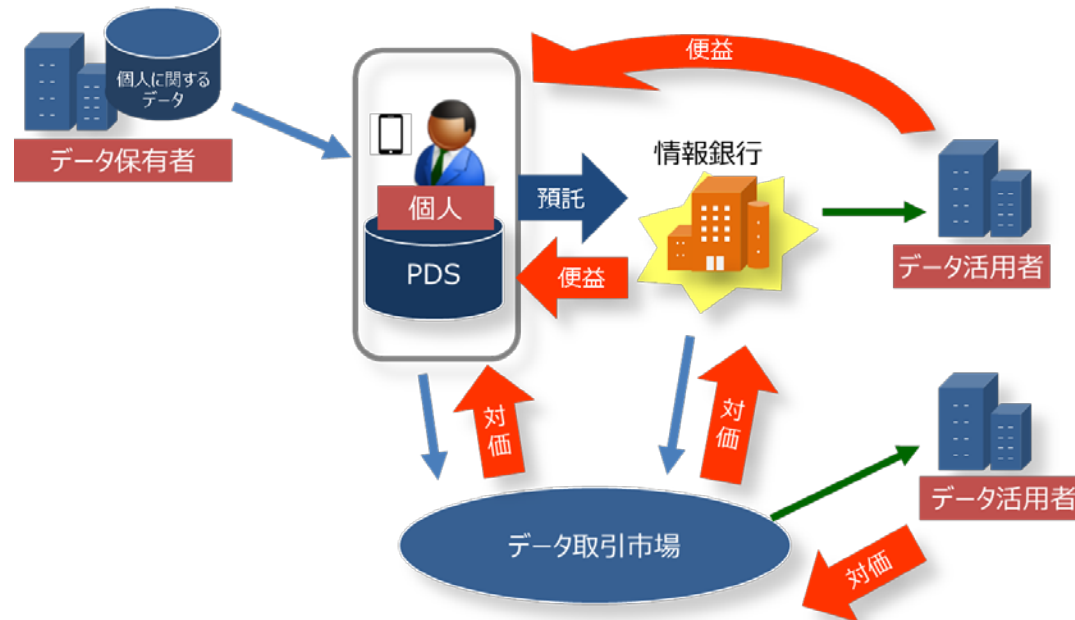
- 2-1 データ活用をめぐる個人の懸念の主要な部分を占める「自分のデータが使われる気持ち悪さ」を低減するためにどのような方策が必要か。
- 2-2 「個人を中心としたデータ活用」の概念を明確化する必要があるのではないか。
- 2-3 個人が安心してデータ活用者へデータを提供するために、個人のデータコントロールビリティの及ぶ範囲や同意の取得・管理の在り方を検討すべきではないか。
- 2-4 個人の理解が十分でないままデータ提供に同意してしまう可能性のある形態（ソーシャルプラグイン、サードパーティCookie等）について安心してデータを活用するための方策を検討する必要があるか。
- 2-5 医療分野等要配慮個人情報や個人を評価したデータについても、同意に基づく活用の範囲に一定の限度を設ける等の活用条件の明確化により、保護と活用のバランスを図れるのではないか。

補足）政府部内での検討状況：プラットフォーム規律については、上述（※）の経済産業省、公正取引委員会、総務省における検討枠組みにおいて、プラットフォームの保有するデータのポータビリティについても検討。また、個人情報保護委員会においても、「新たなIT政策の方向性」も踏まえ、個人情報保護法見直しに向けた検討を開始。

1-2 各プレーヤが実装する機能、データの構造・形式及び信頼性

- 情報銀行やデータ取引市場については、日本発の先進的な取組であるため、**国内での普及・開発を進めるとともに、グローバルな相互運用性の確保が重要**である。
- そのためには、欧州や米国等におけるアプローチと調和を図る必要があり、EU等における先行的な取り組みを参照しつつ、情報銀行やデータ取引市場といった**我が国発の新たな取り組みを加味したデータ流通モデルの標準化**を進めることが適当。その際、（現時点の技術を前提とすれば）**オープンAPIによるデータ連携**を推進する方向で考えるべきではないか。

【参考】各プレーヤ間におけるデータ流通のイメージ



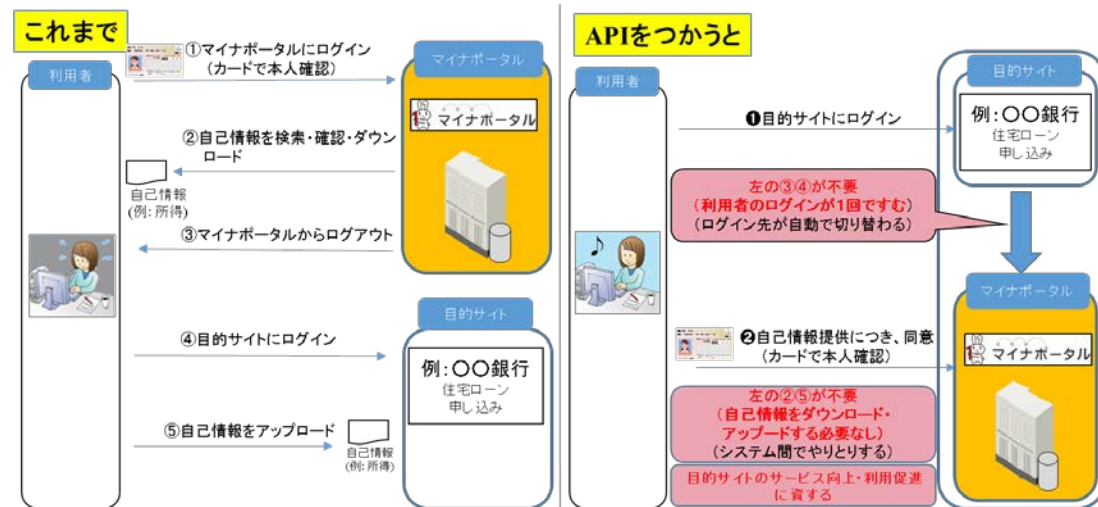
1-3 企業の保有するデータを個人が受け取りやすくし、活用を促進するための方策

- 情報銀行を含むパーソナルデータの流通において、**データポータビリティの前提となる技術環境**については、前述のような各プレイヤーが実装する機能やデータの構造・形式からなるデータ流通のアーキテクチャを共有することが有効。
- データポータビリティの実現にあたっては、データ保有企業においてアーキテクチャに基づく機能を実装する際の負担や、いったん個人へ戻されたデータを競合他社には渡したくないという企業の意識を克服する**エコシステムが構築されることが必要**である。
- 現実的な取組として、すでに一部の企業の自主的な取り組みにより個人がデータを閲覧及び/またはダウンロードが可能になっている場合もあることを踏まえれば、当面、データポータビリティ機能は、データ保有企業の**差別化の要素**として機能すると考えられる。

1-4 行政（国・自治体）が保有するデータを個人が活用できるための方策

- 国等の保有するデータについて、以下の取組をはじめとし、今後も継続的に取り組んでいく必要がある。今後、**マイナポータル**のAPIを経由したデータの取得が可能になることを踏まえ、当該機能で提供されるサービスの充実を図ることが有効である。
(下図参照)

【参考】マイナポータルにおける「自己情報取得API」の提供開始について



円滑なデータ流通の促進に向けたデータ流通の基本的な考え方（案）

1. パーソナルデータの活用に関しては、利用者本人の同意の下、利用者のデータ・コントロールが確保される仕組みとしてのPDS/情報銀行の仕組みの普及に向け、2019年度より認定がはじまることが見込まれるIT連の情報銀行認定の運用状況も踏まえて、関係省庁において引き続き必要な環境整備を行う。
2. その際、利用者を中心としたデータ活用への信頼を高め、利用者保護を確保する観点から、利用者の受容性の高いデータ活用の範囲・種類等については、現時点の指針を示すとともに、引き続き分析を続ける。
3. パーソナルデータの活用に向けた利用者の同意を実効あらしめるための、利用者への説明責任や透明性確保の方策、技術的な解決手段等について、その普及状況等を勘案して、認定制度等の枠組みにおいて積極的な評価を行うことにより、実装を促進する。
4. パーソナルデータや産業データ等を含めたデータ全般の円滑な流通のため、情報銀行やデータ取引市場など我が国独自の取組を含めたアーキテクチャの定義とデータ構造の標準化が必要。その際、グローバルなデータ流通促進の観点から、当初から米国・EU等の類似の取組やデファクト標準との相互運用性を確保しつつ検討を行う。
5. 民間だけではなく行政機関の保有するデータ（オープンデータを含む。）の流通にも適用可能なルール整備を目指す。これらにより、国内においてはAPI連携によるデータの流通をデフォルトで可能にする官民データ活用ネットワークがもたらされ、国際的にもDFFT(Data Free Flow with Trust)の実現に寄与する。
6. 具体的なルール整備にあたっては、グローバルな技術標準の動向や民間の自由なビジネス展開、プレイヤー間の競争環境の公平性に配慮しながら、官と民の適切な役割分担の下、協調領域における合意形成を目指す。
7. 産業データの企業間の連携については、業界全体として取り組むべき課題等を踏まえた協調領域を設定できるかが課題。